

ドラフトチャンバー 仕様書

香川県産業技術センター

項 目	仕 様
1. 品 名	ドラフトチャンバー
2. 数 量	一式
3. メーカー名	指定なし
4. 構成 (必須)	○ドラフトチャンバー本体
5. 仕様の詳細	<p>○ドラフトチャンバー本体</p> <p>1-1. ASHRAE-110 規格、もしくは EN-14175-3 規格に準拠した性能であること。</p> <p>1-2. 囲い式 (作業スペースが前面サッシ、天板、側面、床面で囲われている) であること。</p> <p>1-3. 寸法は以下の範囲内であること。                      ○ 外寸 W : 1800 mm、D : 750-850 mm、H : 2250-2650 mm                      ○ 内寸 W : 1560-1760 mm、D : 535-600 mm、H : 974-1100 mm</p> <p>1-4. 外装は鋼板 (厚さ 0.8mm 以上) で、表面は粉体塗装仕上げであること。</p> <p>1-5. 内装は、国交省の不燃認定を受けたノンアスベスト不燃材料で 3 mm 厚以上であり、耐薬品性であること。</p> <p>1-6. 作業面は陶磁器製またはセラミック製で釉薬仕上げであること。また、耐薬品性・耐水性に優れたものであること。</p> <p>1-7. 開口面制御風速 (扉半開時平均) が、0.4 m/s 以上であること。</p> <p>1-8. 前面扉は以下の仕様であること。                      ○ 厚さ 4mm 以上の強化ガラス製であり、開閉は任意の位置で止まるバランスウェイト方式であること。ガラスを保護等するためのフィルムが貼ってあること。                      ○ 安全機構として扉落下防止機構を有すること。</p> <p>1-9. 燃焼ガス用コンセントを 1 か所設け、ガスバーナーが 2 本取り付け可能であること。</p> <p>1-10. 給水栓と排水用シンクを 1 セット有し、水栓ハンドルは庫外から遠隔操作できること。</p> <p>1-11. コンセントは、100V15A 抜け止め接地 2 連コンセントを 1 つ以上有すること。</p> <p>1-12. ドラフトチャンバー内に LED 照明を有し、交換が可能であること。</p> <p>1-13. ガス洗浄装置は以下の仕様であること。                      ○ 洗浄塔を有する湿式スクラバーを有すること。                      ○ 洗浄水を循環させるためのポンプを有すること。                      ○ 洗浄装置は塩化ビニル製であること。</p> <p>1-14. 下記の仕様を満たす排気ファンを付属させること。                      ○ 吸込気体許容温度範囲は-10℃~50℃以上であること。                      ○ 羽根車およびケーシングの材質は FRPP (ガラス繊維強化ポリプロピレン樹脂) であること。</p>
6. 性能・機能以外の要件	<p>○障害支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害時の復旧に関する報告書をその都度提出すること。</li> <li>・ 日本国内で速やかに技術的相談に応じられる体制 (日本語対応のコールセンター等) が整えられていること。</li> </ul>

	<p>○設置条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の運搬、搬入、据付、配線工事および調整を行うこと。</li> <li>・設置にあたっては香川県産業技術センター担当者の指示に従うこと。</li> <li>・機器等の設置後に動作確認を行い所定の性能が発揮されているか確認すること。</li> <li>・納入場所に設置されている排気ファンへのダクト、給排水、電源との配管・配線工事を行うこと。また当該工事に必要な消耗品を付属すること。</li> <li>・設置にあたって既存の設備（ドラフトチャンバー）を取り外す際には、念のため、事前にアスベスト飛散防止のためのシールドを設置して作業を行うこと。また、取り外した既存の設備は、念のためアスベスト飛散防止のためにブルーシート等適当な形で梱包し、香川県産業技術センター担当者が指示した仮置き場所に移動させること。</li> <li>・局所排気装置の労働基準監督署への届出に必要な以下の書類に必要事項を記載し、納品から 40 日前までに香川県産業技術センター担当者に提出すること。</li> </ul> <p>○局所排気装置適用書</p> <p>○局所排気装置計算書</p> <p>○設置届</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての機器および付属品は、デモ機や中古機ではなく、いずれも新品を納入すること。</li> <li>・香川県産業技術センター職員に対し、機器の取り扱いおよびメンテナンス方法の説明を、導入された機器を用いて無料で実施すること。</li> <li>・操作マニュアルは日本語版で提出すること。又は電子版マニュアルがあるときは1部提出すること。</li> <li>・本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、香川県産業技術センター担当者と協議し、その指示に従うこと。</li> <li>・納入引き渡し完了した時点より1年間を保証期間とすること（消耗部分を除く）。</li> <li>・保証期間中における設計および製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。</li> </ul>
7. 経費について	<p>本体および付属品に必要な据付作業等必要な付帯設備費等を含む。 その他、設置・調整等に係る費用、部品代を含むこと。</p>
8. 納入期限	<p>令和7年12月26日</p>
9. 納入場所	<p>香川県産業技術センター 西館2階 化学分析室 (香川県高松市郷東町587-1)</p>